

燕市観光・防災Wi-Fiステーション利用規程

(目的)

第1条 この告示は、市民、施設利用者及び観光旅行者の利便性の向上を図るため、燕市及び燕市教育委員会(以下「管理者」という。)が開設した無線によるインターネット接続環境(以下「燕市観光・防災Wi-Fiステーション」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間等)

第2条 燕市観光・防災Wi-Fiステーションの利用場所、利用日及び利用時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、災害発生時など管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(燕市観光・防災Wi-Fiステーションの利用)

第3条 燕市観光・防災Wi-Fiステーションの利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、利用に当たり必要となる機器及びソフトウェア等をあらかじめ用意しなければならない。

2 燕市観光・防災Wi-Fiステーションの利用料金は無料とする。

(SSID等)

第4条 燕市観光・防災Wi-Fiステーション設備のSSIDは、`tsubame_kiralan`とする。

2 WPA2-PSKキーについては、`55tsubame`とする。

(利用の手続)

第5条 利用希望者は、この告示に定める事項に同意の上、前条に従い燕市観光・防災Wi-Fiステーションに接続後表示したWebブラウザに必要事項を入力し利用するものとする。

(利用の承認)

第6条 管理者は、この告示に同意する者のみの利用を承認するものとする。

(禁止事項)

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者、他の利用者又は本市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (2) 誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為又はそのおそれのある行為
- (5) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、燕市観光・防災Wi-Fiステーションを通じて若しくは燕市観光・防災Wi-Fiステーションに関連して使用し、又は相手方の同意の有無にかかわらず送付若しくは提供する行為
- (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (9) ファイル共有ソフトウェアの使用及び著しく大量なデータ通信
- (10) 利用者に通常許されていない他ネットワーク、他機器への侵入若しくはそれらを攻撃する行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は管理者が不適切と判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、すべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止と制限)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、燕市観光・防災Wi-Fiステーションの利用を中止できるものとする。

- (1) 燕市観光・防災Wi-Fiステーションのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴水、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、

当該燕市観光・防災Wi-Fiステーションの運用が通常どおり実施できなくなった場合

- (3) 燕市観光・防災Wi-Fiステーションのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、管理者が燕市観光・防災Wi-Fiステーションの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 燕市観光・防災Wi-Fiステーションの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、管理者は一切の責めを負わないものとする。

3 管理者は、全ての利用機器若しくは特定の利用者の接続時間帯、IPアドレス、端末の個人識別情報（MACアドレス）の情報、認証ID(以下「アクセスログ」という。)の収集及び閲覧又はMACアドレスの管理を行い、これにより燕市観光・防災Wi-Fiステーションへの接続を制限し、又は燕市観光・防災Wi-Fiステーションの適切な使用を利用者に指示することができる。なお、アクセスログ等の管理用記録は最大6ヶ月間保持する。また、本機器のアクセスログの収集にあたっては、インターネット接続に係わらず燕市観光・防災Wi-Fiステーション（SSID `tsubame_kiralan`）への接続が行われた場合も含まれる。

4 施設内に設置した無線LAN機器を経由し収集した接続状況情報について、管理者は電気通信サービスにかかる以下の目的の範囲内で活用する。

- (1) アフターサービスに関する業務
- (2) サービスの評価・改善や新サービスの開発に関する業務、サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
- (3) サービスの不具合、システムの障害、サービスにかかる事故発生時の調査・対応に関する業務
- (4) 本機器を設置している施設などへのコンサルティング

5 管理者は、預かった接続状況情報を利用者に同意をいただいた範囲内、又は法令の定めなどにより第三者に提供することがある。提供された接続状況情報は、提供する目的が達成された後、安全かつ速やかに廃棄・消去することとする。なお、利用者に同意いただいた範囲内での提供に当たっては、個人が特定できない統計データとして提供する。

(1) 法令の定めなどによる第三者提供とは、下記の各項目とする。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

6 管理者は、利用実態により ID 付与方式への変更、アクセス時間制限、特定利用者のアクセス禁止等の措置を行うものとする。

7 管理者は、Web メールを除き利用者が加入しているインターネットサービスプロバイダが提供するメールシステム機能のうちメール送信について利用禁止の制限を行えるものとする。ただし、災害時におけるメール送信についてはこの限りではない。

(免責)

第 9 条 管理者は、次の各号に示す事項及び利用者が当該燕市観光・防災Wi-Fiステーションを利用することによって発生した損害、損失、請求、求償権等についての一切の責任を負わないものとする。

(1) 燕市観光・防災Wi-Fiステーションのサービスの内容及び利用者が燕市観光・防災Wi-Fiステーションを通じて得る情報の内容等

(2) 燕市観光・防災Wi-Fiステーションのサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、燕市観光・防災Wi-Fiステーションサービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害又はデータの破損、漏洩その他燕市観光・防災Wi-Fiステーションに関連して発生した利用者の損害

(3) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスの一切の費用

(4) パーソナルコンピュータの機種、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、燕市観光・防災Wi-Fiステーションを利用できないときに生じる不利益

(5) 利用者が燕市観光・防災Wi-Fiステーションを利用したことにより、他の利用者、第三者等との間に生じた紛争等

(告示の変更)

第 10 条 管理者は、利用者の承諾を得ることなく、この告示を変更することができる。

附則

この告示は、平成 28 年 1 月 5 日から施行する。

別紙（第 2 条関係）

番号	利用場所	利用時間	利用日
1	分水小学校	24 時間	毎日
2	分水北小学校		
3	島上小学校		
4	粟生津小学校		
5	吉田北小学校		
6	燕西小学校		
7	吉田中学校		
8	燕市産業史料館		
9	燕市体育センター		